

専決処分の報告について

1 事故の発生

平成29年7月5日(水)、区立にりんそう公園でタイヤ遊具の1本を公園内より何者かが階段を転がし落下させ、隣接する住宅の網戸を破損させた。

2 専決処分年月日

平成29年10月23日

3 専決処分の内容

区は相手方に賠償金を支払い、相手方は区に対し何らの債権債務がないことを確認し、示談書を取り交わした。

板橋区が支払う賠償金 金114,636円

なお、賠償金は「特別区自治体総合賠償責任保険」で全額補償。

4 相手方

住宅所有者